

令和7年度 入札・契約制度の改正及び運用の改善について（原則R7.5.1適用）

項 目	実 施 内 容	備 考						
1 持続可能な建設産業の構築、担い手確保 【働き方改革の推進】 (1) 週休2日の質の向上 (2) 予定価格の透明性の向上 (3) 重層的下請構造の改善 【建設企業の適正な評価】 (1) 建設企業の評価の見直し	(1) 週休2日の質の向上を図るため、工事現場の週休2日の取組を推進する。<table><tr><th>対象工事</th><th>方針</th></tr><tr><td>土木工事 (週休2日確保工事)</td><td>・「月単位の週休2日」の経費を計上した当初発注 ・「完全週休2日」を達成した場合は、 経費加算と工事成績評定で加点</td></tr><tr><td>営繕課発注工事 (担い手確保工事)</td><td>・「通期の週休2日」の経費を計上した当初発注 ・「月単位の週休2日」を達成した場合は、 経費加算と工事成績評定で加点</td></tr></table>※ 土木工事は令和7年7月1日以降、営繕課発注工事は令和7年4月1日以降に指名通知又は入札公告を行う案件から適用 (2) 原則、契約締結日に、工事・業務設計書の「内訳書（一次単価表まで）」を公表する。（積算内訳書の閲覧を廃止） ※ 令和7年7月1日以降に契約を行う案件から適用 (3) 「重層的下請構造」の改善に向け、下請次数を制限したモデル工事を試行する。 (1) 建設企業の評価制度を見直す。 ① 格付けにおける「技術者」及び「建設業従事職員」の評価内容を見直し、経営事項審査の審査基準日において「6か月超の継続雇用」を評価する。 ※ 令和7年度の格付けから適用 (令和6年度の経営事項審査から格付けに係る書類の一部を提出不要とする。) ② 経営事項審査において、建設機械の評価に係る提出書類を一部見直し、審査基準日において有効な車検証のみの提出で可とする。 ※ 令和7年度の経営事項審査から適用 ③ 業界全体の企業力の底上げを図り、建設企業を適正に評価するため、土木一式工事の格付点数の下限値について、特A等級は1,400点に設定するとともに、A等級は820点、B等級は710点に見直す。 ※ 令和9年度の格付けから適用 ④ 土木一式工事の格付けにおけるC P D取組状況の評価内容を見直し、取得ユニット総数及び加点の上限を引き上げる。（300ユニット以上で30点） ※ 令和9年度の格付けから適用 ⑤ 格付けにおいて、「パートナーシップ構築宣言」登録企業を新たに評価する。（5点） ※ 令和9年度の格付けから適用	対象工事	方針	土木工事 (週休2日確保工事)	・「月単位の週休2日」の経費を計上した当初発注 ・「完全週休2日」を達成した場合は、 経費加算と工事成績評定で加点	営繕課発注工事 (担い手確保工事)	・「通期の週休2日」の経費を計上した当初発注 ・「月単位の週休2日」を達成した場合は、 経費加算と工事成績評定で加点	<現行> (土木工事) ・「通期の週休2日」の経費を計上した当初発注 ・「月単位の週休2日」を達成した場合は、経費加算と工事成績評定で加点 (営繕課発注工事) ・「通期の週休2日」の経費を計上した当初発注 ・「通期の週休2日」を達成した場合は、工事成績評定で加点 <現行> ・契約締結日から原則14日後に公表 <現行> ・1年以上の継続雇用 <現行> ・審査基準日から経営事項審査申請日まで に車検証の更新があった場合は、更新後の車検証も提出要 <現行> ・特A等級：なし（技術者条件及び完成工事高条件を満たす者のうち、格付点数上位30者）、A等級：800点、B等級：700点 <現行> ・200ユニット以上で20点が上限
対象工事	方針							
土木工事 (週休2日確保工事)	・「月単位の週休2日」の経費を計上した当初発注 ・「完全週休2日」を達成した場合は、 経費加算と工事成績評定で加点							
営繕課発注工事 (担い手確保工事)	・「通期の週休2日」の経費を計上した当初発注 ・「月単位の週休2日」を達成した場合は、 経費加算と工事成績評定で加点							

(2) 工事成績評定の選択制の見直し

【地域の実情に応じた入札方式の適用】

(1) 総合評価落札方式の見直し

⑥ 格付けにおいて、「再犯の防止等の推進に関する法律」に基づき、「協力雇用主」として登録を受けている事業者を新たに評価する。（5点）
※ 令和9年度の格付けから適用

⑦ 社会情勢の変化に伴い、格付けにおいて、「経営基盤の強化あるいは新分野進出」に対する加点を廃止する。
※ 令和9年度の格付けから適用

(2) 受注者の意向により工事成績評定の対象としない工事においても、発注者の判断で工事成績評定を行えるよう改正する。
※ 令和7年5月1日より施行

(1) 総合評価落札方式の評価基準、適用額を見直す。
① 企業育成の観点から、土木一式工事の一部において、**総合評価落札方式（企業育成型）を試行する。**

評価項目	評価基準	配点
企業の施工能力（工事成績）	工事成績評価＝工事成績評定点－65（1件を評価）	15点
配置予定技術者の施工能力（工事成績）	工事成績評価＝工事成績評定点－65（1件を評価）	15点

※ 令和7年5月1日以降に入札公告を行う案件から適用

② 地域における対応力強化を図るため、過疎地域等における土木一式工事において、「**応急工事に関する協定書（覚書）等**」に基づき路線管理を行う企業を、**旧50市町村（平成16年9月末時点）単位で評価加点**する。（5点）
※ 令和7年5月1日以降に入札公告を行う案件から適用

③ 近年の発注件数を踏まえ、**舗装工事**において、**総合評価落札方式の適用を設計金額3千万円以上とする。**
※ 令和7年5月1日以降に入札公告を行う案件から適用

④ 建設企業の事業継続力や地域防災力の向上を図るため、「建設業BCP認定」企業の評価対象を**設計金額5千万円以上の土木一式工事**に拡大する。（5千万円以上2億円未満：3点、2億円以上：5点）
※ 令和7年5月1日以降に入札公告を行う案件から適用

⑤ 業界の持続的発展を図るため、「**橋梁塗装工事**」における評価を見直す。
・ 地元企業育成の観点から、**地域精通度（主たる営業所の所在）**を評価加点する。

評価基準	配点
主たる営業所が〇〇庁舎管内にある （①東部（徳島）発注：「徳島」庁舎管内 ②東部（吉野川）発注：「徳島」「吉野川」庁舎管内 ③南部発注：「阿南」「那賀」「美波」庁舎管内 ④西部発注：「吉野川」「美馬」「三好」庁舎管内 に主たる営業所がある者を加点）	10点
上記以外	0点

※ 令和7年5月1日以降に入札公告を行う案件から適用

・ 地域の防災力を強化する観点から、**災害時支援協定**を評価加点する。（5点）
※ 令和7年5月1日以降に入札公告を行う案件から適用

<現行>
・「協力雇用主」の評価なし

<現行>
・ 中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律に基づく経営革新計画の承認を受けて、その計画期間中である場合等に5点加点

<現行>
・ 企業の施工能力（工事成績）
・ 配置予定技術者の施工能力（工事成績）
工事成績評価
＝Σ [(Yn－65) ×βn] ×15/67.5
Yn：工事成績評定点（3件まで）
βn：請負金額の補正係数

<現行>
・ 総合評価落札方式（舗装工事）：
設計金額2千万円以上

<現行>
・ 設計金額1億円以上の土木一式工事
（1億円以上2億円未満：3点、
2億円以上：5点）

<現行>
・ 地域精通度設定なし

<現行>
・ 災害時支援協定設定なし

【就労環境の改善】 (1) 最低制限価格の見直し (2) 工事関係書類等の簡素化・適正化の加速	⑥ 法面処理工事において、過去の実績を適切に評価するため、「企業の施工能力」、「配置予定技術者の施工能力」の工事成績の評価期間を、当面の間、「過去15か年度」に延長する。 ※ 令和7年5月1日以降に入札公告を行う案件から適用 ⑦ 受注機会の拡大を図るため、建築一式工事、電気工事及び管工事において、特定建設工事共同企業体が工事を受注した場合、「全ての構成員」は、入札公告に示す措置期間において、「手持ち工事」を有するものとする。 ※ 令和7年4月1日以降に契約を行う案件から適用 ⑧ 営繕課発注の設計金額5千万円以上の委託業務において、総合評価落札方式を試行する。 ※ 令和7年5月1日以降に入札公告を行う案件から適用 (1) 業務委託の品質確保の観点から、最低制限価格の算定率を引き上げる。 ※ 令和7年4月1日以降に指名通知又は入札公告を行う案件から適用 (2) 工事関係書類等の簡素化・適正化を加速するため、「工事関係書類等の適正化ガイドライン」を拡充する。	<現行> ・過去10か年度 <現行> ・「代表構成員」は、入札公告に示す措置期間において、「手持ち工事」を有するものとする。
2 インフラDXの加速 【生産性の向上】 (1) i-Constructionの推進 (2) CCUSの活用促進 (3) CIMの取組加速 (4) リモート型の働き方を拡大	(1) 建設現場の生産性向上を図る。 ① ICT活用工事（土工）の「発注者指定型」の対象を、土工量3,000m3以上の工事に拡大するとともに、実施しない場合は工事成績評定で減点を行う。 ※ 令和7年5月1日以降に指名通知又は入札公告を行う案件から適用 ② ICT活用工事（擁壁工、舗装工（修繕工））を「受注者希望型」の対象に追加する。 ※ 令和7年5月1日以降に指名通知又は入札公告を行う案件から適用 ③ ICT活用工事（土工）の「発注者指定型」に、「3次元設計データ作成」や「3次元出来形管理等の施工管理」等、ICT活用工事の内製化に取組む「内製化チャレンジ型」を新設する。 ※ 令和8年5月1日以降に指名通知又は入札公告を行う案件から適用 (2) 技能者の適切な処遇につなげるため、「建設キャリアアップシステム活用モデル工事」の「受注者希望型」の対象を設計金額3千万円以上の工事に拡大する。 ※ 令和7年5月1日以降に入札公告を行う案件から適用 (3) 建設生産・管理システムの効率化・高度化を図るため、現場条件や施工ステップの確認等を行う「CIM」のモデル工事を試行するとともに、委託業務の「受注者希望型」の対象を詳細設計及び大規模事業や重要構造物等の測量・地質調査に拡大する。 ※ 令和7年5月1日以降に指名通知又は入札公告を行う案件から適用 (4) リモート型の働き方を拡大する。 ① 全ての工事における落札候補者の確認書類について、「電子メール」での提出を可とする。 ※ 令和7年5月1日以降に入札公告を行う案件から適用	<現行> ・土工量5,000m3以上の工事 <現行> ・設計金額5千万円以上の工事 <現行> ・委託業務：詳細設計で実施 <現行> ・設計金額1億円以上の工事

	② 契約事務の効率化を図るため、契約締結前に発注者が提出を求めている書類について、「電子メール」での提出を可（電子化に対応していない契約保証に係る書類を除く。）とする。 ※ 令和7年5月1日以降に指名通知又は入札公告を行う案件から適用 ③ 「Web検査」の「発注者指定型」の対象を設計金額5百万円以上の委託業務に拡大する。 ※ 令和7年5月1日以降に指名通知又は入札公告を行う案件から適用	<現行> ・ 書面提出 <現行> ・ 設計金額 1 千万円以上の委託業務								
3 県土強靱化・レジリエンスの加速 【県土強靱化事業の迅速な執行】 (1) 設計金額の事前公表の見直し (2) 技術者の配置要件の見直し (3) 不適格業者の排除	(1) 設計金額の事前公表を見直す。 ① 設計金額の事前公表を全ての工事に拡大する。 ※ 令和7年4月1日以降に入札公告を行う案件から適用 ② 早期事業着工のため、徳島県入札監視委員会入札適正審査部会を廃止する。 ※ 令和7年4月1日より適用 (2) 建設業法施行令の一部改正により、主任技術者の専任を要する請負代金額等を見直す。<table><tr><th>項目</th><th>請負代金額</th></tr><tr><td>①主任（監理）技術者を専任で配置することが必要となる建設工事の請負代金額の下限</td><td>4,500万円 (9,000万円)</td></tr><tr><td>②監理技術者の配置が必要となる下請契約の請負代金額の下限</td><td>5,000万円 (8,000万円)</td></tr><tr><td>③下請負人の主任技術者の配置を不要をすることができる特定専門工事の下請代金額の上限</td><td>4,500万円</td></tr></table> ※（ ）内は建築一式工事の場合 ※ 令和7年2月1日より施行 (3) 不適格業者の排除に向け、徳島県建設工事入札参加資格停止措置要綱の見直しを行う。	項目	請負代金額	①主任（監理）技術者を専任で配置することが必要となる建設工事の請負代金額の下限	4,500万円 (9,000万円)	②監理技術者の配置が必要となる下請契約の請負代金額の下限	5,000万円 (8,000万円)	③下請負人の主任技術者の配置を不要をすることができる特定専門工事の下請代金額の上限	4,500万円	<現行> ・ 令和6年5月10日から試行 <現行> ・ 審議対象となった場合、審議後に落札決定 <現行> ・ ①：4,000万円（8,000万円） ・ ②：4,500万円（7,000万円） ・ ③：4,000万円
項目	請負代金額									
①主任（監理）技術者を専任で配置することが必要となる建設工事の請負代金額の下限	4,500万円 (9,000万円)									
②監理技術者の配置が必要となる下請契約の請負代金額の下限	5,000万円 (8,000万円)									
③下請負人の主任技術者の配置を不要をすることができる特定専門工事の下請代金額の上限	4,500万円									
4 建設産業への支援 【県内企業の活用推進と負担軽減】 (1) 県内企業の活用 (2) 講習会の実施等	(1) 県内企業への優先発注等を推進する。 ・ 引き続き、「県内企業の選定」及び「県内産資材の使用」等、県内企業への優先発注を推進する。 (2) 講習会により建設企業を支援する。 ① 入札等支援 ・ 入札契約制度をはじめ、建設業法の改正等、昨今の社会情勢の変化に対応した知識を習得するための講習会を実施する。 ② 建設業支援 ・ 建設業におけるDXを推進するため、経営者向けのトップセミナーやi-Constructionを担う技術者を育成するICT技術講習会等を開催する。 ・ 建設企業の負担軽減を図るため、県において、県及び市町村の入札参加資格審査申請の共通審査書類を共同受付する。									